





農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聽くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聽かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

9 経済産業大臣は、特定調達対象区分等又は調達価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

10 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る特定調達対象区分等又は調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。

11 経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができる。

12 第八項から第十項までの規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。

### 第三節 入札の実施等

（入札実施指針）

**第五条** 経済産業大臣は、交付対象区分等について前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする交付対象区分等における入札の実施に関する指針を定めなければならない。

1 一 前項の指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 入札の対象とする交付対象区分等

三 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量

四 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

五 供給価格の額の上限額

六 入札に基づく基準価格の額の決定の方法

七 入札に付する交付対象区分等に係る交付期間

八 入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限

九 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

10 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量の決定の方法

11 経済産業大臣は、特定調達対象区分等について前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする特定調達対象区分等における入札の実施に関する指針を定めなければならない。

12 第八項から第十項までの規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。

（入札実施指針）

**第六条** 経済産業大臣は、特定調達対象区分等又は特定期間における入札の実施に関する指針を定める第十五条第二項第二号又は第四項第二号の再生可能エネルギー発電設備の出力の量並びに第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しとの他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

1 一 入札の対象とする特定調達対象区分等

二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量

三 入札の参加者の資格に関する基準

四 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

五 供給価格の額の上限額

六 入札に基づく基準価格の額の決定の方法

七 入札に付する交付対象区分等に係る交付期間

八 入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限

九 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

10 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量の決定の方法

11 経済産業大臣は、特定調達対象区分等について前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする特定調達対象区分等における入札の実施に関する指針を定めなければならない。

12 第八項から第十項までの規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。

（入札実施指針）

**第七条** 経済産業大臣は、前条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画の提出について前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。この場合において、経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

（以下この節において「入札実施指針」と総称する。）を定めるに当たっては、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しとの他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

6 経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める第五条第二項第二号又は第四項第二号の再生可能エネルギー発電設備の出力の量（以下この条において「入札量」という。）の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価格の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

7 経済産業大臣は、入札に付する再生可能エネルギー発電設備を入札させ、供給価格上限額を超えるときは、公表しなければならない。ただし、入札実施指針のうち第二項第五号及び第四項第五号の上限額（第七条第三項において「供給価格上限額」という。）については、この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聽かなければならぬ。

8 経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針（第二項第六号及び第七号並びに第四項第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。）を国会に報告しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。

（再生可能エネルギー発電事業計画の提出）

10 経済産業大臣は、第三項又は前項の規定により落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知しなければならない。

11 経済産業大臣は、入札の実施後、速やかに、入札の結果を公表しなければならない。

12 経済産業大臣は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

13 経済産業大臣は、推進機関に、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）を行わせるものとする。

14 経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る基準価格等又は調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

15 第二条の三第十項及び第十一項の規定は、前項の基準価格等について準用する。この場合に

において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第二条の三第七項」と読み替えるものとする。

3 第三条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の調達価格等について準用する。この場合は、第三条第八項と読み替えるものとする。

**第八条の二** 推進機関は、入札業務に関する規程（以下この条及び次条第二項第一号において「入札業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 入札業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした入札業務規程が入札業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、推進機関に対し、入札業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（業務の休廃止等）

**第八条の三** 推進機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、推進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて入札業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一項の認可を受けた入札業務規程によらないで入札業務を行つたとき。

二 前条第三項の規定による命令に違反したとき。

**（帳簿）**

**第八条の四** 推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、入札業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。（経済産業大臣による入札業務の実施等）

**第八条の五** 経済産業大臣は、推進機関が第八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を休止したとき、同条第二項の規定により推進機関に対し入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は推進機関が天災その他の事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第七条第十項の規定にかかるらず、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部又は一部を自ら行う場合及び推進機関が第

八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部又は一部を廃止する場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

#### （公示）

**第八条の六** 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三条の三第一項の許可をしたとき。

二 第八条の三第二項の規定により入札業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 前条第一項の規定により経済産業大臣が入札業務の全部又は一部を自ら行うこととする（第八条の二）とき。

#### （推進機関がした処分等に係る審査請求）

**第八条の七** 推進機関が行う入札業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、推進機関の上級行政府とみなす。（規定の適用等）

#### （第八条の八） 推進機関が入札業務を行う場合における第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定の適用について

では、第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第九項中「国」とあるのは、「推進機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第七条第九項の規定により推進機関に認められた手数料は、推進機関の収入とする。

#### 第四節 価格目標の策定等

**第八条の九** 経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（以下この条において「価格目標」という。）を定めなければならない。

2 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電事業の用に供する

再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

6 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が電気事業者の出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネル

3 経済産業大臣は、前二項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第五節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

**（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）**

**第九条** 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施により、再生可能エネルギー発電事業計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名稱を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四項第四号ロ及び第十五条の十五において同じ。）の氏名

三 再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期

四 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

五 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

六 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項

7 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する絏済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネル

ギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として経済産業省令で定めるものの実施状況に関する事項

八 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下この節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方

3 第一条の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下この節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方

法に関する事項

10 その他経済産業省令で定める事項

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下この節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方

法に関する事項

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等（以下この節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方

法に関する事項

九 第二項の規定による申請をする者は、その行為による再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。







一 料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行つてはならない。ただし、その再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行うときは、この限りでない。

二 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気卸供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるとときは、当該電気事業者に対し、相当の期限を定め、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

三 料金の水準が卸電力取引市場における電力の売買取引の価格の水準と同程度のものであること。

四 電気事業者並びに小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、再生可能エネルギー電気卸供給約款により再生可能エネルギー電気卸供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

七 電気事業者は、第一項の規定により再生可能エネルギー電気卸供給約款の届出をしたとき起業は、経済産業省令で定めるところにより、その再生可能エネルギー電気卸供給約款を公表しなければならない。

(禁止行為等)

二 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するときに、特定の者に対し、不当地優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 特定送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給を利用して、又は提供すること。

二 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用者に対するときに、特定の者に対し、不当地優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3 経済産業大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等)

**第二十条** 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、認定事業者から卸取引により供給される再生可能エネルギー電気並びに特定契約及び一時調達契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならない。

経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の円滑な利用を促進するため必要があると認めるときは、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者に対し、認定事業者から卸取引により供給される再生可能エネルギー電気並びに特定契約及び一時調達契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその利用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(再生可能エネルギー電気の供給の確保に関する電気事業者等の責務)

**第二十条の二** 電気事業者は、再生可能エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続することを求められた場合には、当該接続に必要な費用について必要な説明をすることその他他の再生可能エネルギー発電設備の接続を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他の再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第十節 電力・ガス取引監視等委員会**

(意見の聴取)

**第二十一条** 経済産業大臣は、第十七条第二項、第十八条第三項若しくは第十九条第三項の規定による命令又は第十八条第二項ただし書の規定による承認をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会(以下この節において「委員会」という。)の意見を聽かなければならぬ。

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(勧告)

**第二十二条** 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第五十二条第一項の規定による権限行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

**第二十三条** 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第五十二条第一項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

(資料の提出等の要求)

**第二十五条** 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

**第二十六条** 経済産業大臣は、電気事業者に対する第五十二条第一項の規定による権限(第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による権限(第十八条第二項ただし書の規定による権限)、経済産業大臣は、政令で定めるところにより、電気事業者に対する第五十二条第一項の規定による権限(第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による権限(第十八条第二項ただし書の規定による権限)、



電気の量に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、納付金単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(納付金の額の決定、通知等)

第三十三条 推進機関は、第三十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を決定し、当該各小売電気事業者等に対し、その者が納付すべき納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第二条の五第二項の規定は、納付金について準用する。この場合において、同項中「認定期間」であるのは、「第三十一条第一項に規定する小売電気事業者等」と読み替えるものとする。

(納付金の納付の督促等)

第三十四条 推進機関は、前条第一項の規定による通知を受けた小売電気事業者等がその納付期限までに納付金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の滞金を徴収することができる。

3 推進機関は、第一項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該小売電気事業者等が第一氏名又は名称及び当該小売電気事業者等の電気の量その他の経済産業省令で定める事項により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していない旨を公表しなければならない。

(帳簿)

第三十五条 小売電気事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、電気の使用者に供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約及び一時調達契約ごとの調達により、特定契約及び一時調達契約ごとの調達

した再生可能エネルギー電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(賦課金の請求)

第三十六条 小売電気事業者等は、納付金に充てたため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

(賦課金に係る特例)

第三十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第五十二条第二項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)が、当該事業が製造業に属するものである場合にあつては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあつては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行なう者であつて、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行なうものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前項の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 前項の規定にかかるらず、同項の申請者が第五項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者である場合には、経済産業大臣は、前項の認定をしてはならない。

3 前条第二項の規定にかかるらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課

金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、第一号に掲げる額に第一号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

一 小売電気事業者等が供給した当該事業所の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において政令で定める割合

二 事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において政令で定める割合

三 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに法人の名称及び所在地、当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位の算定の基礎となる当該事業に係る電気の使用量、当該事業所の年間の当該事業に係る電気の使用量その他経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、公表するものとする。

4 経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により第一項の規定による認定を受けた者があるときは、その認定を取り消さなければならない。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた者が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 経済産業大臣は、第一項の認可をした徴収等業務規程が次の各号のいずれにも適合して変更しようとするときも、同様とする。

一 納付金徴収等業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 認定期間事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

四 経済産業大臣は、第一項の認可をした徴収等業務規程が納付金徴収等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その徴収等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

5 経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

6 経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

(電気事業者に係る納付金の納付)

第三十八条 推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

2 電気事業者は、前項の納付金(次条において単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。

(納付金の額の決定、通知等)

第三十九条 推進機関は、前条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対する納付金について準用する。

2 第二条の五第二項及び第三十四条の規定は、同項中「認定期間事業者」とあり、並びに同条第一項、第三項及び第四項中「小売電気事業者等」

とする。

(第三節 納付金徴収等業務)

(徴収等業務規程)

第四十条 推進機関は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の納付金(次条において「納付金」と総称する。)の徴収並びに交付金の交付の業務(以下この節及び第五十二条第三項において「納付金徴収等業務」という。)の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定めた事項について徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを

変更しようとするときも、同様とする。

一 納付金徴収等業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 認定期間事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

四 経済産業大臣は、第一項の認可をした徴収等業務規程が納付金徴収等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その徴収等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

5 経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

6 経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

(納付金の運用)

第四十一条 第十五条の二十一の規定は、納付金の運用について準用する。

(帳簿)

第四十二条 推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、納付金徴収等業務に関する事項で経済産業省令で定めるものとを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(設置及び所掌事務)

第四十三条 資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第四十四条 委員会は、委員五人をもつて組織す

(委員)

**第四十五条** 委員は、電気事業、経済等に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する。

前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

委員は、再任されることはできる。

経済産業大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

経済産業大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免し得ることができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

委員は、非常勤とする。

(委員長)

**第四十六条** 委員会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。(会議)

**第四十七条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

委員会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

委員会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、前条第三項の規定により

委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(資料の提出その他の協力)

**第四十八条** 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第四十九条** この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

**第五十条** 国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために、当該利用に要する費用を電気の使用者に対する電気の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者に對し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 経済産業大臣は、第三十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、推進機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第一条から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

等に関する規制その他の再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、又は供給しようとする者の利便性の向上を図るために措置についての検討並びにその結果に基づく必要な措置の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

**第五十二条** 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者若しくは受託者に對し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、登録特定送配電事業者若しくは受託者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第十三条の規定による取消しは、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三条第一項、第二百二条の二、第三百三十条第五条、第五百五条、第五百六条及び第八百八条の規定を準用する)の規定十一条において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

(報告微収及び立入検査)

**第五十二条の二** 第十三条の規定による命令、第十五条の規定による取消し又は第十五条の第六条第一項若しくは第十五条の十一第一項の規定による命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 第十三条の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条の規定による通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三条第一項、第二百二条の二、第三百三十条第五条、第五百五条、第五百六条及び第八百八条の規定を準用する)の規定十一条において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

**第五十二条の三** 前条の規定による送達については、民事訴訟法(平成八年法律第八百九号)第百二条第一項、第二百二条の二、第三百三十条第五条、第五百五条、第五百六条及び第八百八条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第二百二条第一項中の「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と読み替えるものとする。

(公示・送達)

**第五十二条の四** 経済産業大臣は、次に掲げる場合に、公示送達をすることができる。

1 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

2 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

3 前条において准用する民事訴訟法第八百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

4 公示送達は、送達をすべき書類を受けべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省の掲示場に掲示することにより行う。

5 第一項から第三項までの規定による掲示を始めた日から二週間を経過することにより行う。

6 経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他のこの法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

(送達すべき書類)

**第五十二条の二** 第十三条の規定による命令、第十五条の規定による取消し又は第十五条の第六条第一項若しくは第十五条の十一第一項の規定による命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 第十三条の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三条第一項、第二百二条の二、第三百三十条第五条、第五百五条、第五百六条及び第八百八条の規定を準用する)の規定十一条において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

(報告微収及び立入検査)

**第五十二条の二** 第十三条の規定による命令、第十五条の規定による取消し又は第十五条の第六条第一項若しくは第十五条の十一第一項の規定による命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 第十三条の規定による取消しに係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項(同法第三条第一項、第二百二条の二、第三百三十条第五条、第五百五条、第五百六条及び第八百八条の規定を準用する)の規定十一条において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

**第五十二条の三** 前条の規定による送達については、民事訴訟法(平成八年法律第八百九号)第百二条第一項、第二百二条の二、第三百三十条第五条第五百五条、第五百六条及び第八百八条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法第二百二条第一項中の「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と読み替えるものとする。

(公示・送達)

**第五十二条の四** 経済産業大臣は、次に掲げる場合に、公示送達をすることができる。

1 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

2 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

3 前条において准用する民事訴訟法第八百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

4 公示送達は、送達をすべき書類を受けべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省の掲示場に掲示することにより行う。

5 第一項から第三項までの規定による掲示を始めた日から二週間を経過することにより行う。

6 経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他のこの法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

**第五十二条の五** 経済産業省の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平



ギー電気特別措置法第八条第一項の交付金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後にみなし小売電気事業者に対して交付されるものについての第三条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「新再生可能エネルギー電気特別措置法」という。)第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この号において同じ。)及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十七条第二号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第十三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した再生可能エネルギー電気の量」とする。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金であって、施行日以後にみなし登録特定送配電事業者に対して交付されるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第九条の規定の適用については、同条第一号中「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」とあるのは、「当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）」及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定電気事業者であつて、同法附則第四条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が特定契約（電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。）に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量」とする。

法律(平成二十六年法律第七十二号)の施行前に同法第二条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第一条の二の登録を受けたものとみなされる者が特定契約(電気事業法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の第四条第一項に規定する特定契約をいう。)に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量とする。

施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る納付金(旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十一条第一項の納付金をいう。以下この条において同じ。)であつて、施行日以後に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項に規定する費用負担調整機関(以下この条において単に「費用負担調整機関」という。)がみなし小売電気事業者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。)」及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金であつて、施行日以後に費用負担調整機関が附則第

二条第一項の規定により新電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。）」及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて、同法附則第二条第一項の規定により同法第十二条の規定による改正後の電気事業法第三条の許可を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した電気の量」とする。

則第六条第二項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者から徴収するものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。）」とあるのは、「当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下この項、次項及び第十六条第二項において同じ。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二条号）の施行前に同法第三条の規定による改正前の第二条第一項に規定する特定規模電気事業者であつて、同法附則第六条第二項の規定により同法第一条の規定による改正後の電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者が電気の使用者に供給した電気の量」とする。

5 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る納付金（前項に規定するものを除く。）の納付については、なお従前の例による。

**第三十六条** 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金（前項に規定するものを除く。）の納付については、なお従前の例による。

**第三十七条** 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金（前項に規定するものを除く。）の納付については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金（前項に規定するものを除く。）の請求については、なお従前の例による。

**第三十八条** 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金（旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金）を以降に支拂った場合は、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に対し請求することができるものについての新再生可能エネルギー電気特別措置法第十六条第二項の規定による改正前の第二条第一項に規定する一般電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気に係る賦課金」とする。

4 施行日前に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第一項に規定する特定規模電気事業者が電気の使用者に供給した電気に係る賦課金（前項に規定するものを除く。）の請求については、同項中「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とあるのは、「当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

**第三十九条** 施行日前にした行為及びこの附則の規定により同法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二十七条の十三第一項の届出をし、かつ、新電気事業法第二十七条の十五の登録を受けたものとみなされる者が当該電気の使用者に供給した電気の量」とする。

**第四十条** 附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成二七年六月二四日法律第四七号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年六月三日法律第五十九条（施行期日）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条から第十九条までの規定 公布の日

二 第一条の規定及び次条の規定 平成二十八年十月一日

三 第三条の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（賦課金に係る特例に関する経過措置）

**第二条** 前条第二号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定による改正前の電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る同法第十六条第一項の規定により支払を請求することができる賦課金の額については、なお従前の例による。

（特定契約に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行の際現に締結されている第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第一項の特定契約（以下「旧特定契約」という。）は、その契約の期間が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第五項の特定契約（以下「新特定契約」という。）とみなす。

前項の規定により新特定契約とみなされる事

特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する旧法第二条第一項に規定する電気事業者（以下「日電気事業者」という。）は、その契約

の期間が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなして、同法第十五条の二から第五十五条の四まで、第三十二条第二項及び第五項、第三十五条第二項、第四十条第二項（第三号に係る部分に限る）、第五十二条第一項、第四項及び第五項、第六十一条（第二号を除く）並びに第六十三条の規定を適用する。この場合において、同法第五十五条の三中「から第四号までに掲げる額の合計額」とあるのは、「に掲げる額」とする。

（特定供給者に関する経過措置）

**四条** この法律の施行の際現に旧法第五条第一項に規定する接続をしている旧法第三条第二項に規定する特定供給者（以下「旧特定供給者」という。）及び旧法第五条第一項に規定する接続をすることについて同項に規定する一般送配電事業者等（以下「旧一般送配電事業者等」という。）の同意を得ていての旧特定供給者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

前項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者（当該旧特定供給者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気（旧法第二条第二項の再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものである者に限る。）は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める期間内に新法第九条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を経営産業大臣に提出しなければならない。

**五条** この法律の施行の際現に旧法第五条第一項に規定する接続の請求（以下「旧接続請求」という。）について旧一般送配電事業者等の同意が得られない旧特定供給者（以下「旧接続請求者」という。）であつて、当該旧接続請求に係る旧法第六条第一項の規定による認定（以下「旧認定」という。）を受けた日が平成二十八年七月一日以降であるもの（次条第一項に

規定する特定旧接続請求者を除く。)は、当該旧認定を受けた日の翌日から起算して九月間は、施行日以後であっても、引き続き当該旧接続請求を行なうことができる。

前項の規定により旧接続請求者が引き続き旧接続請求を行う場合には、当該旧接続請求及びこれに係る旧接続請求者の旧認定については、旧法第五条、第六条第六項並びに第四十条第一項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

第一項の規定により旧接続請求を引き続き行なう旧接続請求者は、当該旧接続請求について同一の期間内に旧一般送電事業者等の同意が得られたときは、当該同意が得られた日に新法第十七条第三項の規定を受けることによる。

される特定旧接続請求者（当該特定旧接続請求者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものである者に限る。）について準用する。

**第七条** 附則第四条第一項、第五条第三項及び前条第三項の規定により新法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合以外の場合には、旧認定は、その効力を失う。

（交付金に関する経過措置）

**第八条** 施行日前に旧電気事業者が旧特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の交付については、なお従前の例によつて

定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。)及びこれに係る入札実施指針は、施行日において、それぞれ新法第四条第一項の規定により指定され、及び新法第五条第一項の規定により定められたものとみなす。

**第十四条** 新法第七条第十項の指定及びこれに関する手続その他の行為は、施行日前においても、新法第三十九条から第四十一条まで、(第二条第一項及び第二項、第四十七条並びに第五十二条第一号)の規定の例により行うことができる。

前項の規定により行った行為は、施行日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

# 走行を関係ないに第1回をのおの

**第四条** この法律の施行の際現に旧法第五条第一項に規定する営業者として、(略)。(第二項)

す。  
に規定する特定供給者（以下「旧特定供給者」という。）及び旧法第五条第一項に規定する接続をしていて、同項に規定する一般送配電事業者等」と続をすることについて同項に規定する一般送配電事業者等」という。の同意を得て、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

1

第三条第二項に規定する認定発電設備が、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために特に必要なものとして経済産業省令で定める基準に該当するものである者に限り、(一)について準用する。

**第十条** 施行日前に旧電気事業者が電気の使用料金に供給した電気に係る賦課金の請求については、なお前項の例による。  
**(費用負担調整機関に関する経過措置)**

2  
かでござる。  
經濟産業大臣は、前項の規定による認定の中  
請があつた場合には、施行日前においても、新  
法第九条第三項から第五項までの規定の例によ  
り、その認定をすることができる。この場合に  
おいて、その認定を受けた再生可能エネルギー

ついて旧一般送配電事業者等の同意を得たため  
に必要な手続その他の行為であつてその手続そ  
の他の行為を終了するまでに相当の期間を要す  
るものとして経済産業省令で定めるものをして  
いる旧接続請求者（以下「特定旧接続請求者  
」という。）は、当該手続その他の行為が終了し  
た日の翌日から起算して六月間は、施行日以後  
であつても、引き続き当該旧接続請求を行ふこ

**第十一條** この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新法第五十五条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。  
(準備行為)

**第十六條** 新法第二条第一項に規定する電気事業者は、施行日前においても、新法第十八条第一項の規定の例により、再生可能エネルギー電気供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ることができる。  
前項の規定による届出をした電気事業者は、発電事業計画は、施行日において、同条第三項の認定を受けたものとみなす。

2 とができる。

規定する調達価格及び調達期間（次項において「調達価格等」という。）を定めなければならぬ。  
い。

同項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合には、施行日前においても、新法第十八条各

及びこれに係る特定旧接続請求者の旧認定については、旧法第五条、第六条第六項並びに第四十条第一項、第四項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定により定められた調達価格等は  
施行日において、新法第三条第一項の規定によ  
り定められたものとみなす。

第二項ただし書の規定の例により、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

第一項の規定により旧接続請求を引き継ぎ行う特定旧接続請求者は、当該旧接続請求者について、同様の期間内に、一般送電事業者との間で、得られることと、自家用又は得られることと等の同

第一項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気供給契約又は前項の規定による日における受け取料金その他の給付条件は、原則として第一項の規定による届出を行つてから届出後六ヶ月以内に適用される。

意が得られたときは、当該同意が得られた旨を記載する。  
新法第九条第三項の認定を受けたものとみなす。

2 入札実施指針をいう。次項において同じ。)の策定をすることができる。

ギー発電設備の区分等(新法第三条第一項に相

おいて、新法第十一条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項ただし書きの承認を受けたものとみなす。

年度に係る同条第一項の納付金単価を定め、遅滞なく、これを告示しなければならない。

前項の規定により定められた納付金単価は、施行日において、新法第三十一条第二項の規定により定められたものとみなす。

#### (罰則に関する経過措置)

この法律(附則第一条各号に掲げる規定において同じ)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定におけるこの法律の効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

#### (検討)

政府は、この法律の施行後三年を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

#### 附 則 (令和二年六月一二日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 第十条中電気事業法目次の改正規定(電気事業者を「電気事業者等の」に、「供給

命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。)、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第

#### 二 第七条中電気事業法等の一部を改正する規定(第七条第一項の改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の改正規定、同法第

#### 三十一条の前に見出しを付する改正規定、同

#### 節第六款中第三十四条を第三十四条の二とす

#### る改正規定、同節第五款に一条を加える改正

規定、同法第一百十九条第九号の改正規定及び正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する改正規定、同法第一百十九条第九号の改正規定及び正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する改正規定(令和四年度に係る基準価格等に関する経過措置)

同法第二百二十条第四号の改正規定、第五条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定(第六十六条の十二)を「第六十六条の十」に改め

る部分に限る。)及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第三条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定

#### 定 公布の日

#### 二 略

三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)、第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第

十七条第一項第一号の改正規定(「第九十八条第一号」を「第九十八条第一項第一号」に改める部分に限る)、第四条の規定並びに第五条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第二項に一号を加える改

正規定、同法第十二条第一号の改正規定及び同法第十四条第一項の改正規定(「までに」

の下に「掲げる業務並びに同条第二項第三号に」を加える部分に限る)並びに附則第十

七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(指定入札機関及び費用負担調整機関の秘密保持義務に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下この条及び同条

第4号)第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気特措法

持務義務に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気特措法

持務義務に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気特措法

持務義務に関する経過措置)

第七条 第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気特措法

持務義務に関する経過措置)

第八条 令和四年度に係る第三条の規定による改

更する特別措置法(以下この条及び次条において「新再生可能エネルギー電気特措法」という。)第一条の三第一項に規定する基準価格等についての同項の規定の適用については、同項中「毎年度、供給促進交付金の算定の基礎とするため、当該年度の開始前に」とあるのは、「供給促進交付金の算定の基礎とするため、同項中「毎年度、供給促進交付金の算定の基礎とするため、当該年度の開始前に」とあるのは、「供給促進交付金の算定の基礎とするため、同項中「毎年度、供給促進交付金の算定の基礎とするため、当該年度の開始前に」とする。

令和四年度に係る新再生可能エネルギー電気特措法第三条第二項に規定する調達価格等についての同項の規定の適用については、同項中「毎年度、当該年度の開始前に」とあるのは、「令和四年四月一日において」とする。

#### （交付対象区分等に係る準備行為）

#### （交付対象区分等に係る準備行為）

特措法第三条第二項に規定する調達価格等についての同項の規定の適用については、同項中「毎年度、当該年度の開始前に」とあるのは、「令和四年四月一日において」とする。

令和四年度に係る新再生可能エネルギー電気特措法第二条の第二項に規定する交付対象区分等を定めるため、施行日前においても、当該交付対象区分等に該当する新再生可能エネルギー電気特措法第二条第二項に規定する再生

可能エネルギー発電設備(以下この条において「再生可能エネルギー発電設備」という。)に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十八号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。以下この条において同じ。)の意見を聞くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聞くことができる。

経済産業大臣は、新再生可能エネルギー電気特措法第二条の三第一項に規定する基準価格等を定めるため、施行日前においても、当該基準価格等に係る再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聞くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聞くことができる。

経済産業大臣は、新再生可能エネルギー電気特措法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を定めるため、施行日前においても、当該特定調達対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聞くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聞くことができる。

経済産業大臣は、新再生可能エネルギー電気特措法第三十二条第一項に規定する納付金単価についての同条第二項の規定の適用について

は、同項中「毎年度、当該年度」とあるのは、「令和五年度」と、「前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金」とあるのは、「令和二年年度における再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第一項に規定する電気事業者をいう。)による同法第二十八条第一項の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第一項に規定する電気事業者をいう。)による同法第三十二条第一項の納付金」とする。

経済産業大臣は、新再生可能エネルギー電気特措法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を定めるため、施行日前においても、当該

特措法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を定めるため、施行日前においても、当該

特措法第三十二条第一項に規定する納付金単価についての同条第二項の規定の適用について

は、同項中「毎年度、当該年度」とあるのは、「令和五年度」と、「前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金」とあるのは、「令和三年度における全ての電気事業者(強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るために電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十九号)第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第一項に規定する電気事業者をいう。)による同法第二十八条第一項の交付金の合計額と同法第三十二条第一項の納付金」とする。

経済産業大臣は、新再生可能エネルギー電気特措法第三十二条第一項に規定する納付金単価についての同条第二項の規定の適用について

は、同項中「毎年度、当該年度」とあるのは、「令和五年度」と、「前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金」とあるのは、「令和三年度における全ての電気事業者(強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るために電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四

十九号)第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第一項に規定する電気事業者をいう。)による同法第二十八条第一項の交付金の合計額と同法第三十二条第一項の納付金」とする。

経済産業大臣は、新再生可能エネルギー電気特措法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を定めるため、施行日前においても、当該

特措法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を定めるため、施行日前においても、当該

特措法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を定めるため、施行日前においても、当該



及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第二項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八条号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十二条の二第一項、第二十条第一項から第三項まで及び第十三条、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五

項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一项、第一百八十五条及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日  
(罰則に関する経過措置)

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。